

《 手配旅行取引条件書 》

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。

2. 手配旅行契約

(1) この旅行は、以下のホームページに記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。

(株)羽田観光

(2) 当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

(4) 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は下記の通りとなります。

内 容	料 金	
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
	個人（上記以外の場合）	1件につき 1,000円
宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
	個人（上記以外の場合）	1件につき 1,000円
運送機関のみの場合		1件につき 1,000円

お客様が依頼された運送、宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

3. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

※当社は現在、国内旅行のみ取扱いをしております。

4. 旅行の申し込み

(1) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込を所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を露光代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。

(2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。

(3) 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

5. お申込み条件

(1) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

(2) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力団的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

(3) 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

7. 契約書面のお渡し

- (1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続き料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提出の旅行サービスに係る取消料その他のサービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料・取消手続料金
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
 - ①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
 - ②お客様が第5項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
 - ①、②の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (3) 当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、偽替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

11. 旅行業務取扱料金

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書（または見積書）において明示します。

12. 添乗サービス

- (1) 当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合がございます。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3) 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は下記の定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
お申込みの旅行に係る添乗費用（添乗サービス料金と必要な実費の合計）は、別紙旅行条件書（または見積書）に明示します。

13. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

14. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円（当社に故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

15. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

16. お客様が出発までに実施する事項

(1) 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。また、渡航先国に予防接種証明書が必要される場合は、当該証明書をお持ちください。これらの渡航手続きの代行については、渡航手続き代行料をいただいております。

(2) 衛星情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forht.go.jp/>でご確認ください。

(3) 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「検疫危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

(4) 旅行損害保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困惑なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡損額保険に加入することをお勧めします。旅行損害保険については当社らの係員にお問い合わせください。

17. 燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。

(2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払戻します。

(3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

18. 個人情報の利用目的及び第三者提供について

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、住所、パスポート番号等を提供いたします。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社間で、共同して利用させていただきます。当社は、営業の案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

(3) 当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有する個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを土産物店に提供いたします。なお、これらの土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社へお申し出ください。

19. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）定めるところによります。

(以上)

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。

(更新日：2021年4月1日)
株式会社羽田観光
代表取締役社長 羽田 和史